

町議会議員選挙 6月25日(日)

任期満了に伴う大磯町議会議員選挙を行います。

【投票日時】

6月25日(日) 7時～20時

【開票日時・場所】

6月25日(日) 20時45分～

大磯小学校体育館

【投票できる方】

平成17年6月26日以前に生まれた方で、令和5年3月19日以前から引き続き大磯町に住所を有する方。

【投票所入場券】

投票所入場券は、ハガキで世帯主宛てにお送りします。

入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に記載されている方は投票することができ、投票所受付でお申し出ください。

【投票所】

該当する投票所は、郵送される「投票所入場券」に記載されています。投票所の場所は、町ホームページでも確認できます。※町内転居された方は、入場券で指定されている投票所で投票してください。

【期日前投票・不在者投票】

投票日当日に投票できない方は、①期日前投票、または②不在者投票ができます。

①期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの予定で投票できない方は、期日前投票ができます。

投票できる場所及び期間は次のとおりです。

◆役場本庁舎4階第1会議室

6月21日(水)から6月24日(土)までの4日間

8時30分～20時

◆国府支所2階第1・2会議室

6月23日(金)と6月24日(土)の2日間

9時～17時

※投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。

※お車でお越しの方は、役場本庁舎をご利用ください。

②不在者投票

◆郵便等による不在者投票
身体障害者手帳(主に1・2級)等をお持ちで、投票所に行くことが困難な方、介護保険制度による要介護状態区分が「要介護5」の方は、あらかじめ手続きを行うことで郵便等による投票ができます。詳しくは選挙管理委員会にお問合せください。

◆病院、施設内での不在者投票
県の指定する病院及び高齢者

施設に入院・入所されている方は、その施設内で投票ができますので、各施設にお問合せください。

◆長期不在者の不在者投票

仕事等で町内を離れ長期不在の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて投票ができます。日数のかかる手続きがありますので、お早めに選挙管理委員会にお問合せください。

【選挙公報】

選挙公報は、6月23日頃に各紙新聞の朝刊に折込みを予定しているほか、次の場所で開催することがあります。

◇町役場(本庁舎・国府支所)、ふれあい会館、生涯学習館、福祉センター、図書館等

※町ホームページにも準備が整った次第、掲載します。

※新聞を購読されていない方や希望される場合には郵送しますので、選挙管理委員会にお申し出ください。

立候補の届出

▼とき 6月20日(火)

▼ところ 8時30分～17時
役場本庁舎

4階第2委員会室

選挙管理委員会

☎内線228

投票所一覧 (案内図)



第1投票所 高麗区民会館

第2投票所 長者町老人憩の家

第3投票所 ふれあい会館 2階集会室

第4投票所 保健センター 2階研修室

第5投票所 西小磯防災館

第6投票所 中丸会館

第7投票所 国府新宿福祉館

第8投票所 国府支所 2階第1・第2会議室

第9投票所 虫窪老人憩の家

第10投票所 障害福祉センター 1階ディールーム